

小田原市空家等実態調査業務プロポーザル実施要領

1 業務目的

市内に存在する空家等の現状等を調査するために、現地調査やアンケート調査などを行い、令和4年度に策定予定の「小田原市空家等対策計画」の基礎資料とする。

また、空家等対策支援システムを構築することで、効果的かつ効率的な空家等対策の推進を行おうとするものである。

2 業務概要

(1) 件 名 小田原市空家等実態調査業務

(2) 業務内容 別紙1「小田原市空家等実態調査業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年(2022年)3月31日まで

(4) 業務に係る費用の上限額

14,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 募集等における主なスケジュール(予定)

本企画提案における企画提案の実施スケジュールを次に示す。なお、実施スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に周知を行う。

No.	内 容	期間又は期限	
1	公募開始日	令和3年7月7日(水)	
2	質問締切日	令和3年7月14日(水)	
3	質問回答予定日	令和3年7月19日(月)	
4	参加申込・企画提案書一式受付締切日	令和3年8月2日(月)	
5	一次審査結果通知予定日	令和3年8月6日(金)	
6	審二 査次	プレゼンテーション審査実施予定日	令和3年8月13日(金)
7		二次審査結果通知・優先交渉権者決定	令和3年8月中旬

※プレゼンテーションの詳細日程については、一次審査通過後、別途通知する。

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、公告から優先交渉権者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- ウ 小田原市工事等入札参加資格者の氏名停止措置要領に基づく指名停止処分を、参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。
- エ プロポーザル方式による業務（以下「該当業務」という。）に係る営業種目において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は除くものとする。
- オ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 参加申込

本業務に参加する場合は、「(1) 提出書類」の提出書類に必要な事項を記載し、押印のうえ提出すること。なお、期限までに提出されない場合や、必要書類の提出がない場合、また、不備がある場合は、本企画提案への参加を認めない。

(1) 提出書類

書類	部数
提案参加申込書（様式 1）	正本 1 部、副本 8 部
誓約書（様式 2）	
会社概要（様式 3）	
業務実績確認書（様式 4）	
業務実施体制報告書（様式 5）	
費用見積書（様式 6）	
提案書（A 4 片面 20 枚以内）	2 部
提出書類一式を格納した CD、DVD 等のメディア	

- ・書類の押印箇所には、代表社員を押印するものとする。
- ・費用見積書（様式 6）については、内訳書を添付すること。なお、内訳書の様式は指定しない。
- ・副本については、参加事業者が特定可能となるような記載はしないこと。

(2) 書類受取

実施要領及び参加申込関係等の必要書類は、本市公式ホームページから取得すること。

(3) 提出期限

令和 3 年（2021 年）8 月 2 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出方法

地域安全課窓口まで直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）により提出すること。

※持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。

※郵送の場合は提出期間中必着とする。

(5) 書類作成上の留意事項

ア 記載内容全般

(ア)様式で提案・提示を求めている全ての事項に関して記述すること。

(イ)明確かつ具体的に記述すること。

(ウ)造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

(エ)他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。

(オ)各様式の備考欄に枚数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については枚数を制限しない。

イ 書式等

(ア)使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式（補足資料は除く）を使用し、特に指定のない限りは、A4判片面とすること。

(イ)ページ数に制限指定がある場合は、それを遵守すること。

(ウ)補足資料で、A3判の用紙を使用する場合は、A4判の大きさと3つ折りとすること。なお、ページ数に制限指定がある場合、A3判1枚はA4判2枚と数えるものとする。

(エ)各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm以上の余白を設定すること。

(オ)提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

ウ 編集方法

(ア)提出書類の1項目が複数ページにわたるときは、ページの右肩に番号を振ること。

例) 1 / 2

(イ)パンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに資料一覧を添付すること。

6 質疑・回答

本業務の仕様書等に関して不明な点がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 質問方法

ア 提出書類 質問書（様式7）

イ 提出期限 令和3年（2021年）7月14日（水）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メールに添付して送付すること。

※メール送信の際の件名は次のとおりとする。

件名：【提案質問】＋（企画提案者名称）＋送信年月日

例：株式会社〇〇が令和3年7月14日に質問書を送付した場合

⇒【提案質問】株〇〇_R030714

※必ず電話で到達確認を行うこと。

※提出期限までに到達確認が取れない場合は、受け付けない。

(3) 質問の回答

ア 回答方法

提出された質問事項を全て取りまとめ、質問者名を伏せ、回答を付したものを市ホームページに掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。

また、電話、口頭による対応は行わないものとする。

イ 回答予定日

令和3年（2021年）7月19日（月）

7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて審査委員が評価・採点を行い、総合得点の最も高い事業者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定するものとする。

また、総合得点が2番目に高い事業者を次点交渉権者に選定する。

8 審査委員

受託者の選定に係る一次審査は市民部地域安全課において行い、二次審査は、小田原市空家等実態調査業務プロポーザル審査委員会が行うものとする。

9 審査方法及び審査基準

(1) 一次審査

ア 審査方法

応募者が参加資格を満たしていることと、書類に不備がないことを確認する。

また、「小田原市空家等実態調査業務一次審査採点表」の評価項目により提案書等の内容について審査を行い、上位5者を上限として二次審査対象者を選定する。

イ 一次審査結果通知

一次審査の結果については、参加者全員に電子メールで「一次審査採点結果通知書」として、令和3年（2021年）8月6日（金）までに送付する。

なお、書類審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査方法

別紙「小田原市空家等実態調査業務二次審査（プロポーザル審査）採点表」に基づき、「小田原市空家等実態調査業務プロポーザル審査委員会」により評価を行い、最も優れた企画提案を行った企画提案者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。

なお、二次審査の上位2社が同点の場合は、一次審査の得点が上位の者を優先交渉権者とする。

イ 実施時間・会場

提案について各企画提案者につき30分間のプレゼンテーション審査を実施する。なお、時間配分は次のとおりである。

（ア）提案内容説明（20分） 企画提案者から説明を行う。

（イ）質疑応答（10分） 本市から質問を行う。

※時間・会場については一次審査結果とともに通知する。

ウ その他

- ・パワーポイント等によるプレゼンテーションを行う場合は、提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- ・スクリーンは、市が用意するが、プロジェクター及びPC等の機器が必要な場合は、企画提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現をしないこと。
- ・出席可能人数は5名までとする。

エ 二次審査結果通知

二次審査の結果については、二次審査参加者全員に電子メールで「二次審査採点結果通知書」として、令和3年（2021年）8月中旬に送付する。

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

11 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (5) 見積書の金額が、提案上限価格を超過したとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

12 その他

- (1) 提案は、1者につき1点のみとする。
- (2) 提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (4) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーションの参加等に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。やむを得ない理由により企画提案審査が中止となる場合、これに要した費用については本市に請求できないものとする。
- (5) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (6) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (7) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (8) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面を、速やかに小田原市市民部地域安全課あてに、持参又は郵送により提出するものとする。
- (10) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。

13 応募及び各手続きの問い合わせ先

担当 小田原市市民部地域安全課

所在地 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話番号 0465-33-1396 (直通)

FAX 番号 0465-33-1851

E-mail chian@city.odawara.kanagawa.jp